

松戸市文化会館及び松戸市民劇場の指定管理に関する事業計画

(指定管理期間：平成 30 年度～平成 33 年度)

1 指定管理事業者としての基本理念・経営方針について

【基本理念】

文化芸術を生まれながらの権利として、市民のだれもが文化芸術に親しみ創造できる環境と機会を提供し、文化芸術活動を通じて豊かな心を育み、もって「文化芸術の香り高い地域社会の形成」に寄与します。

【目指す姿】

- 1 広大な敷地を有する、21 世紀の森と広場の付帯施設である文化会館（森のホール 21）が、「松戸市の文化拠点」となるよう存在価値を高めます。
- 2 松戸市ゆかりの著名な文化・芸術家などと連携し、「高い芸術性を普及」し「都市ブランドを高め」ます。
- 3 文化芸術活動を支援・促進することで、「地域コミュニティの活性化」と「文化芸術の水準の向上」に寄与します。
- 4 市民の誰もが「文化芸術に親しめる機会を提供」することで「一人ひとりの豊かな心を育み」、「人と人をつなげて」いきます。
- 5 松戸市内の文化施設（博物館・戸定歴史館・市民会館など）、国際交流協会、観光協会などと連携を図り、「文化芸術事業を総合的に展開」します。

【経営目標】

- 1 施設の効率的運営と財源の確保
⇒ 松戸市文化会館大ホール利用率 70%以上を目標
- 2 施設利用者数の確保及び拡大
⇒ 松戸市文化会館・松戸市民劇場利用者 10%拡大を目標
- 3 施設の適正なメンテナンスの実施
⇒ 計画修繕実施率 100%を目標

2 指定管理期間における主な取組みについて

【事業運営方針】

松戸市文化会館及び松戸市民劇場は、「公の施設」であると同時に市民の「貴重な財産」であり、各条例に定める目的に沿って、文化の拠点としての機能を十分に発揮できるよう、各施設の特性を踏まえて管理運営を行ってまいります。

【平成 30 年度事業計画】

鑑賞事業（11 件）についてはクラシック・伝統芸能・ポピュラー・演劇・バレエ・ミュージカル等ジャンルに幅をもたせ、あらゆる世代層を対象に自主事業を実施します。また、平成 30 年度は松戸市文化会館開設 25 周年としてアピールします。

補助事業（2 件）、鑑賞教室（2 件）、共催・後援・貸館事業（45 件）、友の会（ピノメイト事業）、広報宣伝事業を行います。

【地域文化活動等の活性化に向けて】

地域文化活動等の活性化に向けて、「伝統芸能、食文化、歴史、観光、国際など幅広い分野」に目を向け、松戸ならではの文化芸術を発信することを趣旨として、新たな公益事業に取り組めます。

これら事業の推進にあたっては、「松戸市文化芸術振興基本方針」に基づき、「国際交流協会」、「観光協会」と連携・協力を図りながら、指定管理事業の「利用料金で得た収益」や「その他財源」により、市が直接実施するよりも、公益財団法人として文化振興財団が実施することでよりメリットが高い事業を手掛けられます。

【市民への情報発信】

- 1 ホームページのリニューアル
- 2 文化芸術活動等の情報発信
- 3 総合窓口案内としての機能充実

【会館・ホールの利用価値を高める方策】

- 1 芸術性が高く著名な公演等を招聘
- 2 ホールマネジメントの強化
- 3 施設予約の利便性の向上

【レストラン・レセプションホール等の運営】

1 魅力あるレストランの運営

松戸市文化会館（森のホール 21）に相応しく、「魅力があり利用者から親しまれるレストラン運営」を目指してまいります。

2 レセプションホールの活性化

ホテルやコンベンションホール等に代わるものとして、レストランと連携して「披露宴」、「各種パーティ」への対応、また、活性化に向けた各種事業等の企画により、レセプションホールとして本来機能の発揮に努めてまいります。

【大規模改修・計画修繕・簡易修繕への対応】

指定管理事業として、2施設が常に良好な使用環境であるよう施設保全することは、リスクマネジメントの観点からも大変重要な業務です。以下の視点により取り組みます。

1 大規模改修への対応

松戸市文化会館は開設から 24 年、市民劇場は既に 36 年が経過しております。東日本大震災後における吊天井改修の課題をはじめ、2施設の老朽化に関して、「長期休館を伴う大規模改修事業の計画」を策定する必要が出てきています。利用者への配慮と現場の状況を踏まえて検討を進め、市に情報提供してまいります。

2 計画修繕への対応

2施設において比較的利用の少ない 8 月及び 2 月の 1 ヶ月間を定期点検期間として設定し、当面の利用におけるサービス水準の維持・向上のために計画修繕を行い、「継続的・計画的なメンテナンス」を実施します。

3 簡易修繕への対応

財団が担う簡易修繕の枠を「130 万円未満」と拡大することで、より「迅速かつ適切な対応」を担保します。

【施設維持管理コストの低減】

- 1 光熱水費の見直し
- 2 舞台照明等の LED 化の促進
- 3 備品類等の適正管理

3 管理運営の組織体制について

【新たなプロパー職員雇用と組織体制の見直し】

1 2つの事業部門の設置

指定管理事業は事務局として、ひと括りの組織で進めてまいりましたが、会館・ホールマネジメントを担う「指定管理事業部門」と、自主事業や地域活性化に向けた公益事業を担う「公益事業部門」を設置して組織体制を見直し、「役割の分担と連携」により機能強化を図ります。

2 新たな財団プロパーの雇用

「新たな財団プロパーを雇用」するしくみを創設し、市派遣職員に代わり「基幹総合的な業務」を財団プロパーが担うことによって、「専門職員として育成」すると同時に「事業の継続性」を確保してまいります。

特に、指定管理事業におけるホールの運営は、「劇場・音楽堂等の活性化の法律」及び「同指針」に要請があることから、「専門的人材の養成及び確保」に取り組んでホールの活性化に結び付けるものです。

【非常勤特別職制度の創設】

- 1 施設管理の技術職員
- 2 舞台芸術など特別な技術を有する職員

【その他管理体制】

- 1 定型業務のアウトソーシング
- 2 危機管理への対応

4 その他（遵法精神と社会的責任）

【遵法精神と社会的責任】

- 1 環境への配慮（ゴミ軽減）への取り組み
- 2 個人情報の保護に関する取り組み
- 3 再委託業務及び地域経済活性化